

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例  
に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、企業立地促進計画の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる避難解除区域等につき、適用期間の末日を避難指示の全てが解除された日等のうちいずれか遅い日から7年（現行：5年）を経過する日とすることとする。（第12条の2の2、第17条の2の2、第22条の2の2関係）
- 2 避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更により新たに認定特定復興再生拠点区域に該当すること等となる避難解除区域等につき、適用期間の末日を避難指示が解除された日のうちいずれか遅い日から7年（現行：5年）を経過する日とすることとする。（第12条の2の3、第17条の2の3、第22条の2の3関係）
- 3 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度について、企業立地促進計画の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる避難解除区域等につき、福島県知事の認定を受ける期間の末日を避難指示の全てが解除された日等のうちいずれか遅い日から7年（現行：3年）を経過する日とすることとする。（第12条の3の2、第17条の3の2、第22条の3の2関係）
- 4 避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度について、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更により新たに認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる避難解除区域等につき、福島県知事の確認を受ける期間の末日を避難指示が解除された日のうちいずれか遅い日から7年（現行：3年）を経過する日とすることとする。（第12条の3の3、第17条の3の3、第22条の3の3関係）
- 5 被災代替資産等の特別償却制度について、対象となる東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった減価償却資産に代わるものの範囲から漁船以外の船舶を除外することとする。（第13条、第18条関係）
- 6 帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、その対象となる帰還環境整備推進法人を定めることとする。（第13条の5、第18条の9関係）

- 7 被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例の適用対象となる警戒区域設定指示等が行われたことにより居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡について、その適用に関する細目を定めることとする。(第13条の6 関係)
- 8 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間等に係る特例について、新規住宅借入金等の金額に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する証明書の記載事項を明確化することとする。(第15条 関係)  
(注) 上記の改正は、居住日の属する年分が平成31年から平成33年までの各年分である個人に対し、平成32年10月1日以後に交付する証明書について適用する。(附則第3条 関係)
- 9 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、次の措置を講ずることとする。(第15条の2 関係)
  - (1) 住宅の特別特定再取得等に係る特例の適用を受けられる場合及び再建特別特定控除限度額の計算の基礎となる額等の細目を定める。
  - (2) 本特例の適用を受けられる場合における住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する証明書の記載事項を明確化する。  
(注) 上記(2)の改正は、居住日の属する年分が平成31年から平成33年までの各年分である個人に対し、平成32年10月1日以後に交付する証明書について適用する。(附則第4条 関係)
- 10 避難解除区域等内の農地等を譲渡した場合の贈与税等の納税猶予制度の特例について、対象となる農地等が所在する市町村及び対象事業の範囲を定めることとする。(第29条の2の2 関係)
- 11 帰還環境整備推進法人が取得をした不動産に係る所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、対象となる帰還環境整備推進法人を定めることとする。(第31条の3 関係)
- 12 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 13 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成31年4月1日から施行することとする。(附則第1条 関係)